

誓約書および児童手当に係る保育料支払申出書

保育施設等の入所承諾に関して、3ヵ月以上の保育料未納が発生した場合には、保育施設等での保育の実施を解除してもよいことを確約いたします。

児童手当法第22条の3第1項又は第2項の規定により、中種子町から支給を受ける児童手当（特例給付を含みます。）について、当該児童手当の支払期日をもって保育料の支払に充てる旨を申し出ます。

また、申出の撤回又は内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、提出の日以後に支給される児童手当は、保育料の支払に充てるものとします。

中種子町長 田淵川 寿広 殿

平成 年 月 日

入所児童

氏 名

納入義務者（保護者）（児童手当の受給者）

住 所

氏 名

印

電話番号